

◆ 託送料金の算定

- 当社の送配電ネットワークをご利用いただく際に、その利用料として新電力の方々にご負担いただく料金が託送供給料金（以下「託送料金」といいます。）です。
- この託送料金の設定にあたっては、算定方法が詳細に規定された経済産業省令である一般電気事業託送供給約款料金算定規則にしたがっています。具体的には、将来の経営効率化成果などを反映した当社電気事業部門の供給コスト（総原価：A）から、託送実施に必要なコスト（送電・高圧配電関連費：B）をきめ細かく抽出し、さらに特別高圧需要及び高圧需要に対応する送電・高圧配電関連費（C, D）を抽出し、算定しております。このような算定方法により、新電力の方々が託送料金としてご負担されるネットワーク利用コストは、当社の電気を利用するお客さまに供給する場合の負担と同等となり、公平性が担保されています。なお、具体的な算定方法は以下のとおりです。（数値は24年度～26年度の3ヶ年平均値）
（算定フロー図として後記の 図-2 をご参照下さい）

1. 総原価（A）の算定

- 当社が、原価算定期間(1)において特別高圧需要(2)・高圧需要(3)・低圧需要(4)の全てに対する供給を行うために必要な原価について、将来の効率化成果を織り込み算定するフォワード・ルッキング・コスト(5)の考え方にもとづき計算します。

総原価（A）：5兆6,783億円

- (1) 原価算定期間：平成24年4月～平成27年3月
- (2) 特別高圧需要：2万V以上の特別高圧で受電される、原則として契約電力2,000kW以上のお客さま
- (3) 高圧需要：高圧（6千V）で受電されるお客さま
- (4) 低圧需要：低圧（100V・200V）で受電される当社のお客さま
- (5) フォワード・ルッキング・コスト：過去の費用実績を勘案するのみならず、将来発生が見込まれる適正な費用を推定する原価算定方式。電気事業の場合、経営効率化計画等をもとに設定した将来期間（原価算定期間）における原価を算定。

- この原価を、費用が発生する事業部門毎（水力発電部門、火力発電部門、原子力発電部門、新エネルギー等発電部門、送電部門、変電部門、配電部門、販売部門、一般管理等部門）に仕分けいたします。

なお、会計上送電部門、変電部門、配電部門に整理されている電源線に係る費用については、ここで水力部門、火力部門、原子力部門、新エネルギー等部門に配分して整理いたします。

<各部門の主な費目>

- 水力発電費（889億円） … 修繕費、水利使用料、減価償却費 等
- 火力発電費（2兆7,841億円） … 燃料費、修繕費、減価償却費 等
- 原子力発電費（4,438億円） … 核燃料費、修繕費、減価償却費 等

- ④配電線、電柱などの配電線路にかかる設備費用のうち、
 高圧電力の運搬に必要なもの：高圧配電費(3,736億円)
- ⑤送電ネットワークを常時流れる電力の品質(周波数)を維持するために必要なコスト
 ：アンシラリーサービス費(320億円)
- ⑥・送電ネットワークの安定維持のための監視・制御費用
 ：ネットワーク給電費(159億円)
- ・運搬電力の計量・料金計算等の費用：需要家費(2,059億円)

といった、託送のために必要なコストを、各8部門から、一般管理費と同様にABCの考えにしたがって、きめ細かく抽出します。

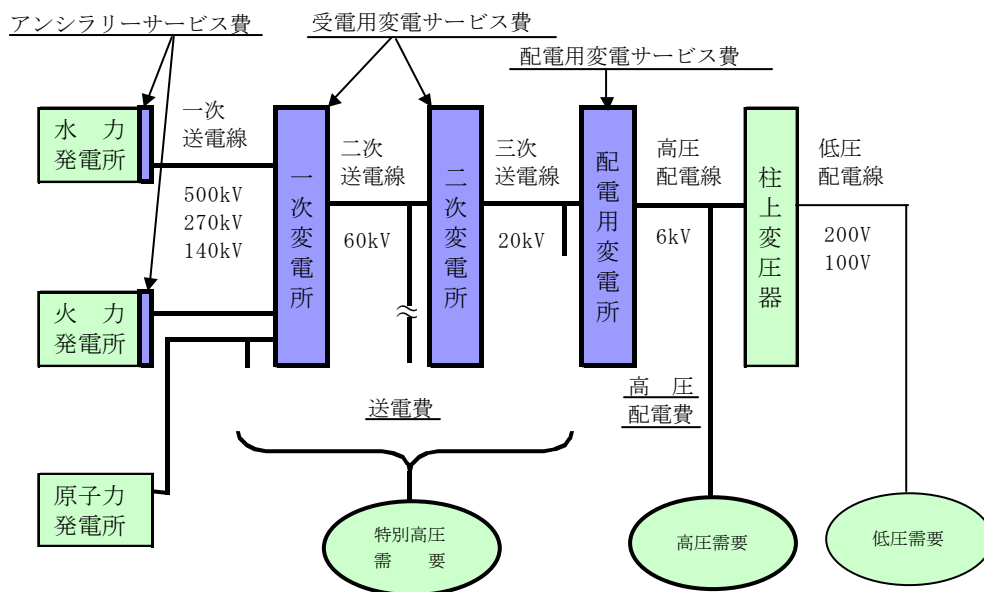
(例) アンシラリーサービス費の抽出方法

- ・ 電力会社は、瞬時瞬時の出力調整を行いながら、系統の需給バランスと適正周波数の維持を確保しています。

したがって、実際に周波数制御機能を担う水力及び火力の発電所についての固定費（設備の減価償却費など）から出力調整幅相当（最大需要の5%相当）のコストを特定した上でアンシラリーサービス費を算定しています。

- こうして抽出された託送費用を集計したものを、送電・高圧配電関連費（B：1兆2,176億円）といいます。

< (図-1) 送電・高圧配電関連費の対象設備イメージ図 >



3. 特別高圧需要及び高圧需要に係る送電・高圧配電関連費（C、D）の抽出

- 発電所からお客さままでを結ぶ電力ネットワークのうち、特別高圧の送電ネットワークは、特別高圧需要から、高圧需要、低圧需要のお客さままでが共通してお使いになる設備です。そこで、特別高圧での託送サービスをご利用になる方むけの託送料金は、送電・高圧配電関連費のうち、送電ネットワークに係る費用をお客さまの電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力の比率等）によって、特別高圧需要に配分した費用（C）に基づき算定いたします。

特別高圧需要の送電・高圧配電関連費（C）：1,603億円

- 一方、高圧配電ネットワークは、高圧需要及び低圧需要のお客さまだけがお使いになる設備です。そこで、高圧での託送サービスをご利用になる方むけの託送料金は、送電・高圧配電関連費のうちの送電ネットワークに係る費用及び高圧配電ネットワークに係る費用を、それぞれ、お客さまの電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力、契約電力の比率等）によって、高圧需要に配分した費用（D）に基づき算定いたします。

高圧需要の送電・高圧配電関連費（D）：3,900億円

- こうすることにより、当社の電気を使用するお客さまと、新電力の電気を使用するお客さまとの公平や、異なる需要種別間の公平を、同時に達成することができます。

4. 託送料金の決定

- 3で特定した特別高圧需要及び高圧需要ごとの送電・高圧配電関連費と、原価算定期間における、特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入が一致するように、基本料金と電力量料金を設定いたします。

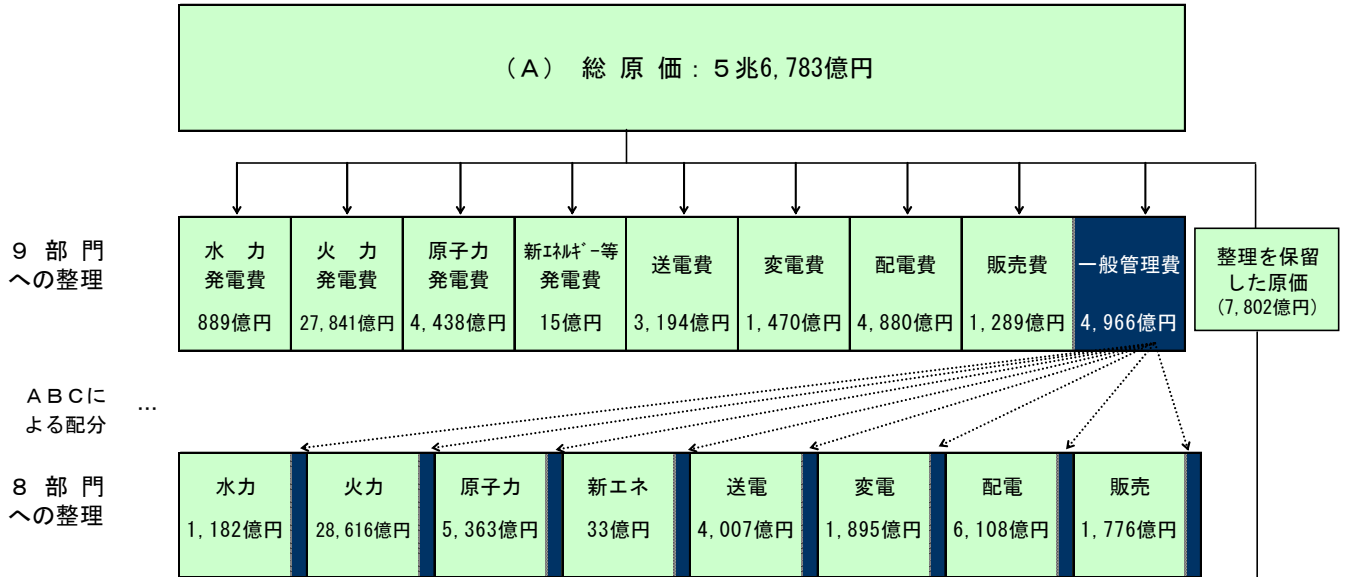
< (図-2) 託送料金の算定フロー図 >

※数値は H24~26 年度平均

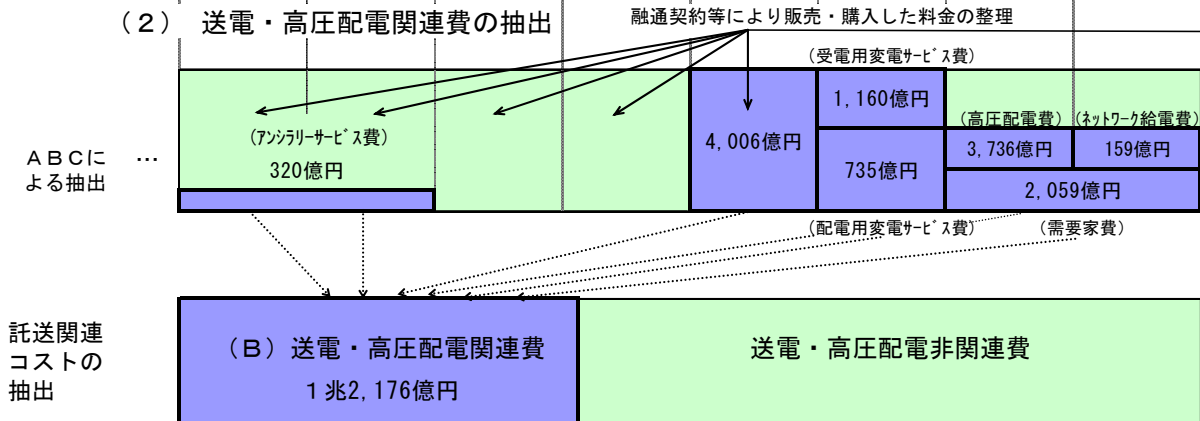
※託送料金の算定フロー図の詳細版は

[こちら](#)

(1) 総原価の算定・8部門への整理

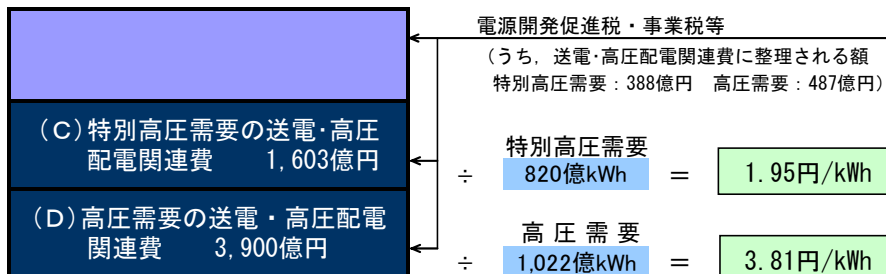


(2) 送電・高圧配電関連費の抽出



特別高圧需要及び高圧需要の負担分を抽出

(3) 特別高圧需要及び高圧需要に係る送電・高圧配電関連費の抽出



(参 考)

主な接続供給サービスのメニュー（料金表は [こちら](#)）

○ 接続供給サービスをご利用いただく際には、次のサービスを適用し、料金を算定します。

①契約者の方からお預かりした電気を、当社の送配電ネットワークにより、供給区域内のお約束した地点まで届けるサービス：**接続送電サービス**（下図Aの部分）

②お届け先の需要量に比べて、電力が不足する際のバックアップサービス：**負荷変動対応電力**

…変動範囲内電力

接続送電サービス契約電力の3%相当までの不足電力をバックアップします。
（下図Bの部分）

…変動範囲超過電力

上記の変動範囲を超える不足電力をバックアップします。（下図Cの部分）

